

## 受給者証の記載事項に変更がある方の手続きについて

変更がある方のみ、内容に応じて次の書類をご用意ください。個別の状況によっては、追加の書類提出を求める場合があります。

地域保健課の窓口を持参していただく他、郵送での申請も可能です。

なお、郵送の場合、受給者証等の返送には1週間程度かかりますので、ご了承ください。

### 【受給者証の該当箇所】

特定医療費(指定難病)受給者証					
公費負担番号		受給者番号			
受 診 者	住所	1			
	氏名	2			
	生年月日	年	月	日	性別
疾病名					
保険者名		3			
被保険証の記号・番号		適用区分			
有効期間					
自己負担上限月額		月額	円	階層区分	5
備考					
知事名及び印		山梨県知事			
交付年月日		平成	年	月	日

指 定 医 療 機 関	所在地	4
	名称	
	所在地	
	名称	
	所在地	
	名称	
	所在地	
	名称	
	所在地	
	名称	
医療機関及び受診者の方へ	薬局については、指定医療機関であれば、どこでも利用が可能です。 緊急その他やむを得ない場合には、その他の指定医療機関で受診が可能です。	

### 【手続きに必要な書類一覧】

	1	2	3	4	5	6
	住所変更	氏名変更	保険変更	医療機関変更	自己負担上限額の変更	「高額かつ長期」の適用
受給者証(原本)	○	○	○	○	○	○
自己負担上限額管理票(原本)						○
健康保険証(コピー可)			○(※1)			
支給認定申請書(※2)						○
記載事項変更届兼申請書(※3)	○	○	○	○	○	
所得区分照会のための同意書(※4)			○			
住民基本台帳及び市・県民税課税状況の確認同意書兼調査票(※5)	○	○	○		○	

(※1) **支給認定基準世帯員**分が必要です。資料1をご参照ください。

(※2~5)甲府市ホームページからダウンロードが可能です。

郵送を希望される場合は、地域保健課へお問い合わせください。

裏面に続く

・医療機関変更（４）について

原則、保健所で申請を受理した日から医療費助成が適用されますので、追加を希望する医療機関を受診する前に手続きを行ってください。

・自己負担上限額変更（５）について

自己負担上限額は、支給認定基準世帯（資料１参照）の市町村民税（所得割）の税額に応じて、下表のように算定されます。令和元年（平成３１年１月１日～令和元年１２月３１日）の所得が平成３０年と比較して大きく減少した場合や支給認定基準世帯員に変更があった場合は、階層区分が変わる可能性があります。

・「高額かつ長期」の適用（６）について

「高額かつ長期」とは、指定難病にかかる医療費総額（１０割分）が５０，０００円を超える月が、申請する月を含む過去１年以内に６回以上ある方が対象となり、毎月の自己負担上限額が下表のように変わります。お持ちの自己負担上限額管理票をご確認ください。

<自己負担限度額表（月額）>

階層区分		階層区分の基準		患者負担割合：２割		
				自己負担上限額（外来＋入院）		
				一般	高額かつ長期	人工呼吸器装着者
生活保護	A	—		0	0	0
低所得Ⅰ	B 1	市民税 非課税 (世帯)	本人収入 ～80万円	2,500	2,500	1,000
低所得Ⅱ	B 2		本人収入 80万円超	5,000	5,000	
一般所得Ⅰ	C 1	市民税 課税	所得割額 7.1万円未満	10,000	5,000	
一般所得Ⅱ	C 2		所得割額 7.1万円以上 25.1万円未満	20,000	10,000	
上位所得	D		所得割額 25.1万円以上	30,000	20,000	

【ホームページ】

甲府市公式ホームページ⇒市民情報⇒健康・福祉・子育て⇒健康・医療・衛生  
⇒難病⇒令和２年度更新手続について

【お問い合わせ・送付先】

〒400-0858 甲府市相生 2-17-1

甲府市健康支援センター（甲府市保健所）地域保健課  
担当：菅原・神宮寺

電話：055-237-2505

受付時間：（平日）午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分